

## 2022年度(令和4年度) あかしSDGs推進助成金 よくある質問

### 【対象団体等】

#### Q1 あかしSDGsパートナーに登録されていなくても助成してもらえますか？

A 本制度の対象は、あかしSDGsパートナーズに登録されているまたは登録申請中の団体です。

あかしSDGsパートナーズは2022年4月1日から6月30日までの間、第3期募集をしておりますので、パートナーズの登録がない場合でも、登録申請した後に助成金の申請をしていただけます。

### 【対象事業等】

#### Q2 明石市外で実施する事業は対象となりますか？

A 原則、明石市内で実施される事業が助成対象となります。ただし、一部市外が含まれていても、事業を実施するためにその必要性があれば対象になる場合もありますので、明石市政策局企画・調整室（078-918-5010）までご相談ください。

#### Q3 交付決定前に開始している事業は、助成対象になりますか？

A 交付決定以前から実施している事業であっても、2022年8月31日までに事業が終了していなければ、助成対象となります。

#### Q4 「事業の主要な部分を他に委託する事業」とは？

A 実施事業の殆どを外部委託し、受託先の団体が事業を実施する場合等、申請団体が主体的に活動していない場合が該当します。

#### Q5 現在定期的で開催しているイベントは助成対象になりますか？

A 今まで定期的に行っている事業は助成対象にはなりません。

既存の事業に新たな視点や工夫を加えた事業であれば、対象となります。

#### Q6 兵庫県から事業費の1/2を補助してもらっているのですが、残りの1/2部分について助成金を申請することは可能ですか？

A 申請できます。この場合、あかしSDGs推進助成金収支予算計画書（様式第3号）の「1 収入の部」の「国・県からの補助金等」に記載してください。

なお、本市又は本市の外郭団体（明石文化国際創生財団、明石観光協会、あかしこども財団、明石市社会福祉協議会、コミュニティ創造協会など）から助成等を受けている場合は、金額・補助率に関わらず本助成金の申請をすることはできません。

## 【助成額等】

### Q7 助成金の一部を前倒して助成してもらえないか？

A 全ての助成対象団体に対して、交付決定額の5割を概算払いします。残りの5割は事業終了後に精算払いします。

### Q8 異なる複数の事業であっても、合計額が100万円以下であれば複数の事業を申請できますか？

A 交付回数は、1団体1回ですので、複数の事業を応募する事はできません。複数の事業を統合して1つの事業として実施することが出来ないか、ご検討ください。

## 【助成対象経費等】

### Q9 レンタルで導入した機器は、助成金の対象となりますか？

A あかしSDGs推進助成金事業計画書（様式第2号）に記載されている事業実施期間内での機器類のレンタル料は、助成金の対象となります。

### Q10 パソコンやタブレット端末など備品購入費は助成対象になりますか？

A 他の事業においても使用可能で汎用性が高いため助成対象外となります。

ただし、事業実施に欠かせない場合は個別に審査いたしますので、明石市政策局企画・調整室（078-918-5010）までご相談ください。

### Q11 イベントを実施するにあたり、アルバイトを雇いました。助成対象となりますか？

A イベントに従事する臨時のアルバイトへの謝礼・交通費は助成対象経費となります。

また、警備や会場設営を外部委託する費用も助成対象となります。

※企画・運営など事業の中心部分の委託は不可です。（Q4参照）

### Q12 物品の購入や印刷発注等をインターネットで注文する予定ですが、助成対象となりますか？

A インターネットからの注文であっても助成対象となります。実績報告時に領収書の添付が必要になりますので、領収書の保管をお願いします。

### Q13 近隣で移動するため電車やバスを使用した場合、領収書の発行はありませんが、助成対象経費の旅費として計上することは可能ですか？

A 電車やバスなどは領収書が出ない為、「日時、利用者、利用区間、利用金額、利用目的」などが分かる資料を作成してください。

なお、車移動によるガソリン代については、私的使用による経費と事業にかかる経費が明確に区別できないので、対象外となります。

## 【申請方法】

### Q14 書類の書き方について不明な点があります。どこに相談すればいいですか？

A 市ホームページに記載例を掲載しています。

ご不明な点があれば、明石市政策局企画・調整室（078-918-5010）までお問い合わせください。

Q15 申請書を提出する際の送付方法に指定はありますか？

A メールにて受け付けます (sdgspatners@city.akashi.lg.jp)。提出資料等のデータが 10MB 以上である場合は、事前に明石市政策局企画・調整室 (078-918-5010) までお問い合わせください。別途、専用のアドレスをお伝えします。

Q16 複数の団体で事業を検討しています。申請の際は複数の団体名で提出しますか？

A 申請は代表となる団体名で申請してください。また、助成金は原則として、申請者宛に振り込み、複数の団体に分割して振り込むことはできません。

Q17 助成事業の交付決定後、計画の変更等で一部収支予算計画書の金額の変更があった場合でも、あかしSDGs推進助成金(変更・中止)申請書(様式第7号)を提出する必要がありますか？

A あかしSDGs推進助成金(変更・中止)申請書(様式第7号)を提出する必要があるのは、事業計画書の内容に重大な変更があった場合です。事業の枠組みに係る変更がある場合は、まずは明石市政策局企画・調整室(078-918-5010)までお問い合わせください。  
金額だけの変更など軽微な変更であれば、提出する必要はありません。

Q18 計画の変更等で収支予算計画書の金額の変更があり、あかしSDGs推進助成金(変更・中止)申請書(様式第7号)を提出し承認された場合、概算払い分の助成金を一旦返還する必要があるのか？差額を返還するのか？

A 最終的な事業費の精算は、事業終了後の実績報告時に実施しますので、事業途中での助成金の返還は必要ありません。

**【助成対象事業の決定】**

Q19 申請すれば必ず助成してもらえますか？

A 最大17事業への助成を予定しています。なお、全体の申請数が17事業以下であったとしても、選考の結果、審査基準に合致していない事業については、助成できない場合があります。